

NHK 共済会カード
NHK 共済会カード会員特約
キャッシングサービス特約
(NHK 共済会カードローン自動付帯口)

会員特約およびキャッシングサービス特約（NHK 共済会カードローン自動付帯口）をよくお読みのうえ大切にご保管ください。

NHK 共済会カード会員特約

第1条（カードの名称）

本カードは、一般財団法人日本放送協会共済会（以下「甲」という）と株式会社クレディセゾン（以下「乙」という）が業務提携して発行するもので、カードの名称は、「NHK 共済会カード」（以下「カード」という）と称します。

第2条（会員の入会申込資格）

カードの入会申込資格は、

- ① 甲の会員（日本放送協会の役職員）及びその家族
- ② 日本放送協会退職者で、退職年金受給者及びその家族
- ③ 甲並びに日本放送労働組合、日本放送協会の関連団体の役職員及びその家族で、甲が推薦した者として。

第3条（本カードの特性と入会方法）

1. カードは、甲の「会員」を証すると同時に、乙の「クレジットカード」としての機能を持つものとして。
2. 入会申込者は、「本特約」ならびに「UC カード会員規約」を承認のうえ、甲及び乙宛にカードの利用を申し込むものとして。
3. カードは、甲及び乙がカードの利用を承諾した方を会員とします。契約は、甲及び乙が承諾をした日に成立するものとして。
4. カードの所有権は、甲及び乙にあります。万一、「本特約」または、「UC カード会員規約」に違反し、会員にカードの返却を求める場合は、甲、または乙のいずれからでも返却を求めることが出来るものとして。

第4条（カードの更新）

カードは、甲及び乙が引き続き会員として適当と認めた方に、更新発行いたします。

第5条（会員契約の解除）

会員が、第2条に定める入会申込資格を喪失した場合は、乙にカードを返却し、退会手続をとるものとして。

第6条（特約の変更）

UC カード会員規約第20条（規約の改定並びに承認）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UC カード会員規約第20条（規約の改定並びに承認）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとして。

以上

<個人情報の取扱いに関する重要事項>

第1条（個人情報の利用）

入会申込者（以下、契約成立により入会申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）は、一般財団法人日本放送協会共済会（以下、「当社」という）が下記①②の情報（以下、「個人情報」という）を下記・～・の目的のために株式会社クレディセゾンと相互に交換し、保護措置を講じた上で利用することに同意します。

- ① 所定の申込書に会員が記載した氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号等入会時及び入会後に届出た情報
- ② カード利用状況等カード利用に関する情報
 - ・本カードの基本的な機能及び付帯サービスの提供をするため。
 - ・店舗開発・商品開発等のマーケット調査のため。
 - ・当社が営業活動等に関するご案内をダイレクトメールにより送付するため。

第2条（個人情報の委託）

当社が関連事務の処理を委託した企業にその委託業務に必要な範囲内で会員の個人情報を保護措置を講じた上で預託することに同意します。

第3条（本重要事項に不同意の場合）

当社は、会員が本契約に必要な記載事項（申込書面で会員が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本重要事項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りする場合や退会の手続きをとることがあります。この場合、UCカードに別途審査の上、入会していただくことが可能です。

【問い合わせ・相談窓口等】

お問い合わせ事項	当社名・住所・電話番号
・個人情報の利用 （第1条）について	一般財団法人日本放送協会共済会 会員サポートセンター ライフコンサルティング 東京都渋谷区神南2-2-1 NHK放送センター内 03-5455-7305

キャッシングサービス（NHK共済会カードローン自動付帯口）特約

第1条（適用）

一般財団法人日本放送協会共済会と株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が業務提携して発行する「NHK共済会カード」（以下「カード」という）については、UCカード会員規約（以下「UC規約」といいます。）第29条第1項に定めるキャッシング（リボ）を「NHK共済会カードローン自動付帯口」（以下「本ローン」という）と読替えたうえで、UC規約に加え本特約を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第2条（融資要領）

キャッシングサービスの融資要領は以下のとおりとします。

(1) 利用可能枠

UC 規約第 5 条に定めるキャッシングサービスの利用可能枠は、後記<本ローンのご案内>に定める範囲内で、当社が審査決定のうえ定めます。

(2) 返済元金

UC 規約第 30 条第 2 項（ロ）の毎月の返済元金は、後記<本ローンのご案内>に定めます。

(3) 利率及び利息計算

本人会員は、当社が別途通知した利率をもって計算された利息を支払うものとします。

第 3 条（規定の改定）

UC 規約第 20 条（規約の改定並びに承認）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UC 規約第 20 条（規約の改定並びに承認）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

第 4 条（その他の事項）

本特約に定められていない事項については、「UC 規約」及び「NHK 共済会カード会員特約」等を適用いたします。

以上

<本ローンのご案内>

名称	ご融資金	ご融資利率・手数料	ご返済方式	担保
一般・セレクトカード	利用可能枠 50 万円の 範囲内	当社が別途通知 した利率	毎月元金定 額返済 1 万円 +利息	不要
ゴールドカード	利用可能枠 100 万円の 範囲内	当社が別途通知 した利率	毎月元金定 額返済 2 万円 +利息	不要

2025 年 7 月現在

一般財団法人日本放送協会共済会
会員サポートセンター ライフコンサルティング
〒150-8001 東京都渋谷区神南 2-2-1
TEL.03-5455-7305